



令和7年6月24日

担当課	市民税課
担当者	柳本、丸井、金丸
電話	(073)435-1035
内線	2213

軽自動車税（種別割）の減免適用誤り及び賦課漏れについて

軽自動車税の減免適用について、障害者手帳の再認定を受けていない方々に引き続き誤って減免適用していることが判明しました。

課税情報に誤りがないか調査したところ、令和5年度から令和7年度にかけて10名の方に21件213,300円の賦課漏れが判明しました。

賦課漏れは、障害者手帳に再認定日（有効期限）の設定があるにも関わらず、賦課基準日における再認定日（有効期限）の扱いについて、減免の判定基準に関わるものの認識がなかったため、誤って減免適用をしていたことから起こったものです。

・今後の対応について

減免の判定に際し、障害者情報の再認定日（有効期限）を考慮し、適切な課税を行うとともに、今回判明した10名の方には、個別に説明を行い、軽自動車税の賦課と納付をお願いしてまいります。

【調査結果】

	減免対象者数	再認定を受けていない方	賦課漏れ金額
令和7年度	1,594人	10人	101,100円
令和6年度	1,545人	6人	61,500円
令和5年度	1,548人	5人	50,700円